

## 第6章 災害廃棄物の処理

### 第1節 被災者・災害ボランティアへの周知・広報

災害時におけるごみの排出、収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼動状況等、被災者（外国人を含む）や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行う。

また、町民や災害ボランティア、事業者が災害時の廃棄物やその処理に関して知識を深めることができるよう、平時より積極的に普及啓発を行う。

#### 1 災害時

- 町民や災害ボランティア、事業者に対して効率的に情報伝達が行えるよう、関係他部局と協議の上、様々な媒体を活用して周知・広報を行う。
- 水害時は、浸水被害により自宅内の通信機器が全て使えない状況に陥る町民がいることも想定し、ホームページによる広報だけではなく、避難所への掲示やちらし配布等も行う。

#### 2 平時

- 災害時においても野焼き、不法投棄は違法行為に当たること、不適正な排出が適正かつ円滑・迅速な処理に支障をきたし、災害時の廃棄物処理の遅れにつながる事等について、平時から町民・災害ボランティア・事業者へ啓発しておくとともに、発災時に広報する内容の詳細や広報の手段等について検討・準備を進める。

### 第2節 災害廃棄物の発生量の推計

#### 1 災害時

##### 【災害廃棄物発生量の推計のための被害情報の把握】

- 建物の全壊・半壊棟数等の被害情報を把握する。
- 県や専門機関から提供される情報を活用する。

##### 【災害廃棄物の発生量の推計】

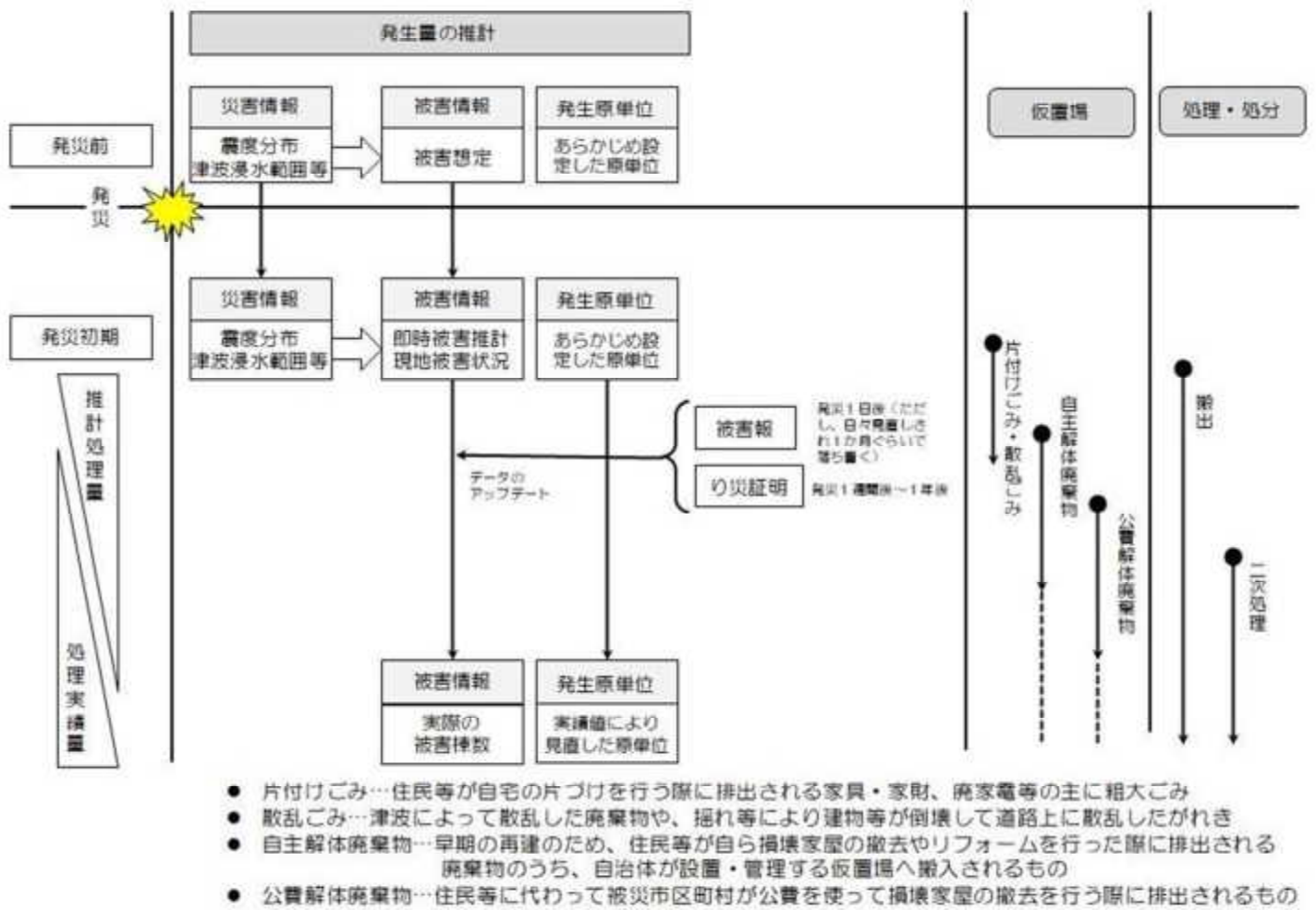
- 被害情報（建物の被害棟数）などを用いて発生量を推計する。

##### 【災害廃棄物の発生量の見直し】

- 災害廃棄物の発生量は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を進めるうえでの基礎的な資料となり、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択、活用することが重要である。
- 図表6-1では発災前と発災後のフェーズで災害廃棄物の発生量を算定

する際に活用ができるデータを整理している。建物の被害棟数の情報は、時間の経過とともに変わる。台貫（トラックスケール）での計量、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。

図表6-1 災害フェーズに応じた災害廃棄物の発生量の推計



- 片付けごみ…住民等が自宅の片づけを行う際に排出される家具・家財、廃家電等の主に粗大ごみ
- 散乱ごみ…津波によって散乱した廃棄物や、揺れ等により建物等が倒壊して道路上に散乱したがれき
- 自主解体廃棄物…早期の再建のため、住民等が自ら損壊家屋の撤去やリフォームを行った際に排出される廃棄物のうち、自治体が設置・管理する仮置場へ搬入されるもの
- 公費解体廃棄物…住民等に代わって被災市区町村が公費を使って損壊家屋の撤去を行う際に排出されるもの

## 2 平時

○被害想定（太田市断層地震）に基づき災害廃棄物等の発生量を推計する。

### 第3節 片付けごみの回収戦略

#### 1 災害時

##### 【片付けごみの回収戦略】

- 災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なるが、水害の場合は水が引いた直後からすぐに自宅の片付けが開始されることから、すぐに片付けごみが排出される。
- 片付けごみは本町が設置・管理する仮置場へ町民にできるだけ搬入してもらいものとし、発災直後から仮置場を設置する。原則片付けごみのステーション回収は行わない。
- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、災害ボランティアによる支援や状況に応じて町による戸別回収を検討する。

##### 【仮置場の設置】

- 「第4節 仮置場」を参照。

##### 【収集運搬車両の確保】

- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者等が排出する片付けごみを回収するための車両を確保する。
- 仮置場が逼迫し、万一、身近な空地や道路脇等に片付けごみが自然発生的に集積された無人の集積所（いわゆる勝手仮置場）が発生した場合は、これを回収するための車両の確保を行う。勝手仮置場では片付けごみが混合状態になっていることを前提とすることが必要であり、回転式のパッカー車では回収が難しいため、プレス式のパッカー車や平ボディ車を準備する。
- 準備する車両は、大型車の方が運搬効率は良いが、小型車でないと通行できない道路もあるため、勝手仮置場の設置場所に応じた大きさの車両を確保する。
- 収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や県、D.Waste-Net への広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

##### 【収集運搬ルートの決定】

- 道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的な収集運搬ルートを決定する。ルートの検討に当たっては、支援者を交えた調整を行う。

## 2 平時

### 【収集運搬車両の確保・連絡体制】

- 収集運搬に係る連絡体制について、関係者の連絡先一覧を作成し、随時更新・共有する。

## 第4節 仮置場

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管する。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響を来さないよう、廃棄物の種類毎に分別仮置き・保管する。

### 1 災害時

#### 【一次仮置場の選定】

- 平時に選定した仮置場の候補地の中から被害状況を踏まえて一次仮置場を選定する。選定に当たっては実際に使用できるか、現地確認を行う。
- 候補地は、緊急のヘリポートや応急仮設住宅等の候補地となっている可能性があるため、関係他課に使用状況を確認し、必要に応じて調整・協議して確保する。
- 仮置場の近隣住民に対して、仮置場の必要性を説明して設置する。一次仮置場は、一定の期間（少なくとも数ヶ月間）設置されることも合わせて説明し、理解を得た上で設置する。

#### 【一次仮置場の設置】

- 図表6-2に示す配置計画を検討する際のポイントに留意して一次仮置場を設置する。

図表6-2 一次仮置き場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント

#### 【出入口】

- ・出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、重機で出入口を塞いだり、警備員を配置する。
- ・損壊家屋の撤去等に伴い発生した災害廃棄物を搬入する場合、その搬入量や搬出量を記録するため、出入口に計量器（簡易なものでよい）を設置する。なお、簡易計量器は片付けごみの搬入量・搬出量の管理にも活用可能であるが、住民による搬入時には渋滞等の発生の原因になることから、計量は必須ではない（省略できる）。仮置場の状況や周辺の道路環境を踏まえ判断する必要がある。

### 【動線】

- ・搬入・搬出する運搬車両の動線を考慮する。左折での出入りとし、場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。
- ・場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

### 【地盤対策】

- ・仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業が行いやすいよう必要最低限の鉄板を手当する。
- ・仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。

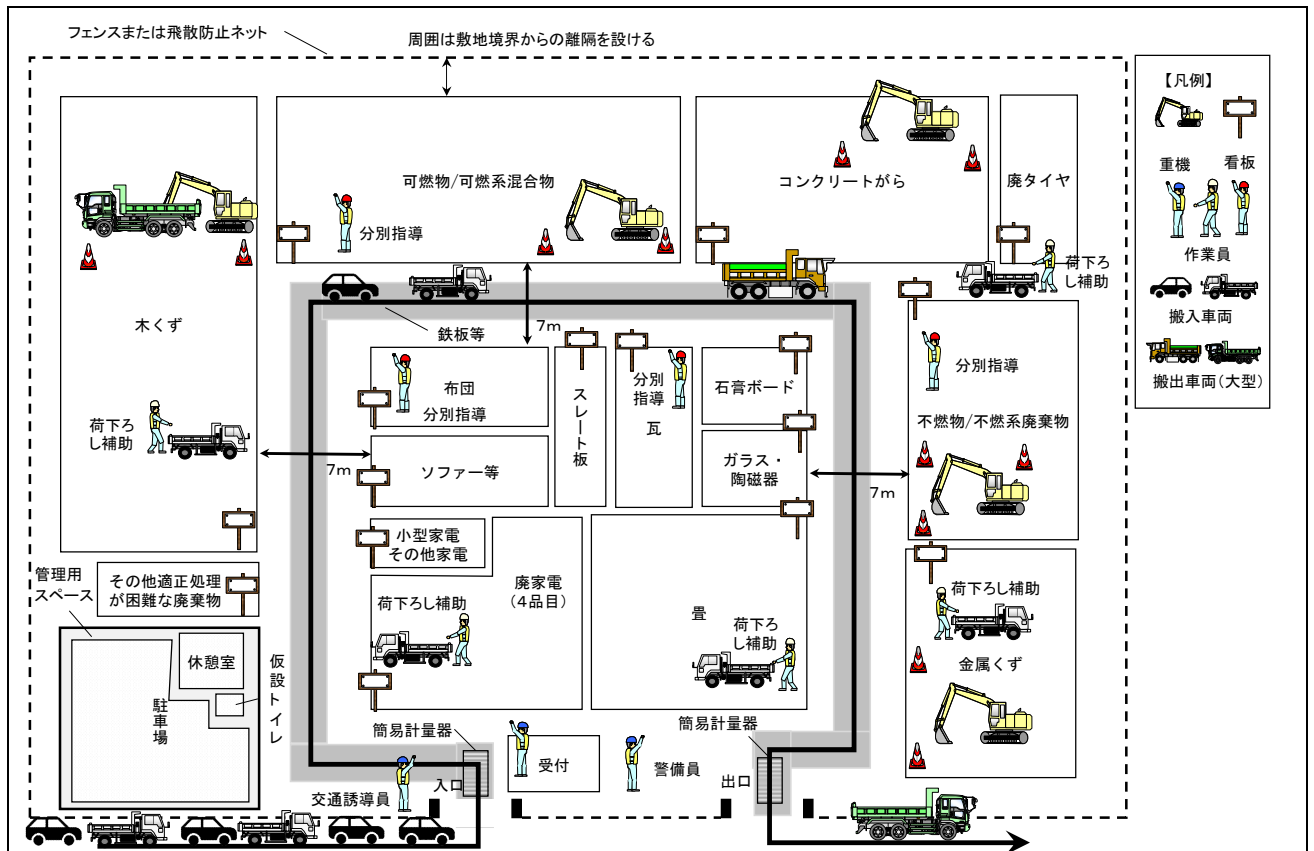
### 【災害廃棄物の配置】

- ・災害廃棄物は分別して保管する。
- ・災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。
- ・災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口から離れた場所へ配置する。
- ・搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。
- ・スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、混合状態にならないよう離して仮置きする。また、シートで覆うなどの飛散防止策を講じる。
- ・PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・万一、灯油等の可燃性の危険物が持ち込まれた場合には、燃えやすいものの近くには保管せず、管理がしやすい見えやすい場所に保管する。
- ・時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、仮置場のレイアウトを変更する。

### 【その他】

- ・市街地の仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。

図表 6-3 一次仮置場の配置計画



※上図は、面積が1ヘクタール程度の一次仮置場を想定したものであり、水害の場合で発災から1～2ヶ月程度経過した時点をも想定したものである。  
 場内道路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用大型車両の通行も考慮し設定する。  
 面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。  
 可能であれば品目毎に1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務したり、分別指導と荷下ろし補助を兼務させる等の対応が必要である。  
 地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファー、畳等は便乗ごみとして排出される可能性があるため、配置計画に当たってはこれらを除外することを含めた検討が必要であり、それは災害毎に必要なことに留意する。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」(災害廃棄物対策指針  
 技術資料 技18-3)

### 【人員の確保】

- 仮置場の管理・運営のため、受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下し補助、分別指導等を行うための職員を配置する。災害廃棄物の搬入量が多い時期には、少なくとも1つの仮置場で10名以上（交代要員を含む）の人数が必要となるため、庁内の人員だけで対応できない場合は、支援を要請して必要な人員を確保する。
- 被災者の確認や搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェック等、責任を伴う事項については本町の職員が対応に当たる。そのため少なくとも1名は本町の職員を配置する。

### 【分別の徹底、一次仮置場の管理】

- 災害廃棄物の分別の徹底は極めて重要であることから、町民や災害ボランティアに対して分別の必要性と分別方法を初動時に周知・広報して協力を得る。ただし、仮置場の管理に災害ボランティアを活用することは避ける。
- 仮置場内の配置が分かりやすいよう、配置図をホームページ等で事前配布又は入口で配布する。
- 仮置場内の分別品目毎の看板を作成し、設置する。
- 仮置場での受付時間は10～16時（12～13時は昼休憩）までを基本とし、季節に応じて適切な時間を設定する。発災から2週間は休み（受入停止）を設定しないが、2週間後以降は、毎週水曜日を搬入停止日として仮置場の整理・整頓を行う。

図表 6 - 4 仮置場の管理方法

<b>災害廃棄物の積み上げ・スペースの確保・整理整頓</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を配置して受付時の被災者の確認、積荷チェック、分別指導や荷下ろし補助、警備を行う。</li> <li>・廃棄物を 5 m 程度まで積み上げる。</li> <li>・可燃系混合物は、必要に応じて粗破砕する。</li> </ul>
<b>作業員の安全管理</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。</li> </ul>
<b>仮置場の監視</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者以外からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。</li> <li>・不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場の入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。</li> <li>・仮置場の受入時間を設定し、時間外は仮置場の入口を閉鎖する。</li> <li>・夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。</li> </ul>
<b>災害廃棄物の数量管理</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。</li> </ul>
<b>飛散防止策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。</li> <li>・ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。</li> <li>・仮置場の周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。</li> </ul>
<b>火災防止対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物/可燃系混合物は、積み上げは高さ 5 m 以下、災害廃棄物の山の設置面積を 200 m<sup>2</sup> 以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は 2 m 以上とする。</li> </ul>
<p>出典：「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」（震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）、国立環境研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の堆積物の温度測定や切り替えしによる放熱を行う。</li> </ul>



<b>漏水対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物からの漏水、凍結による漏水対策として、必要最低限の敷鉄板の敷設やブルーシート等で直接土壌に排出されないように考慮する。</li> <li>・排水勾配を確保した仮置場のかさ上げや仮排水構造物等敷設で仮置場内の排水を行うことが望ましい。</li> </ul>
<b>臭気・衛生対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。</li> <li>・定期的に殺虫剤等薬剤の散布を行う。</li> </ul>
<b>環境モニタリング</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音・振動、悪臭、水質等の環境モニタリングを実施する。</li> </ul>

#### 【処理先への搬出】

○処理先へ搬出できるものは順次搬出して処理を行い、仮置場の空きスペースを確保する。

#### 【一次仮置場の原状復旧、返却】

○仮置場の復旧は、原状回復が基本であるが、土地所有者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施し、土地所有者へ返還する。詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。

#### 【二次仮置場の設置・運営・管理】

○災害廃棄物を処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合は、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために二次仮置場を設置する。

○二次仮置場では高度な中間処理が必要となることから、二次仮置場の設置・管理・運営は、技術を有する事業者へ業務委託する。

## 2 平時

○被害想定により推計した災害廃棄物の発生量を基に、一次仮置場の必要面積を推計すると、必要な一次仮置場は太田断層地震の場合で約1ヘクタールとなる。

○必要面積を考慮し仮置場の候補地を選定しておく。

○選定した仮置場の候補地はリストとして整理しておく。

## 第5節 処理・処分

災害廃棄物は、一部事務組合と協議・調整し、種類や性状に応じて破砕・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行う。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討して決定する。

### 1 災害時

#### 【処理・処分】

- 一部事務組合と協議・調整し、選別・破砕や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。中間処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託する。
- 混合廃棄物や廃棄物を含んだ土砂等は、必要に応じて仮設処理施設を設置して、選別・破砕等の中間処理を行った後、必要に応じて試験焼却等を行い、既存の処理施設で処理を行う。仮設処理施設及び二次仮置場設置に係る仕様作成・設計・積算を行い、処理業務を発注する。

#### 【再生利用】

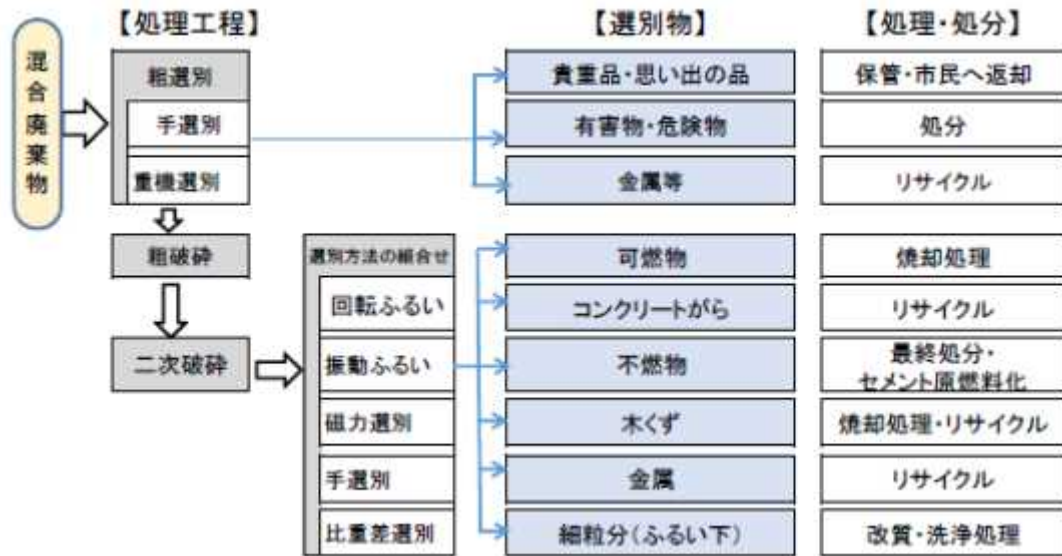
- セメント原燃料や建設土木資材、バイオマスボイラー用燃料等の再生利用先を確保し、その受入条件に適合するように災害廃棄物を前処理する。  
なお、処理した資材が活用されるまで仮置きするための保管場所を仮置場内に確保する。

### 2 平時

#### 【廃棄物の種類毎の処理方法の検討】

- 可能な限り再生利用することを基本とし、廃棄物（選別後）の種類毎に処理方法を検討しておく。
- 焼却処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託したり、県を通して県内又は県外での処理を要請する。

図表 6 - 5 混合廃棄物の処理 (例)



出典：「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」（平成26年9月、東北地方環境事務所）

図表 6-6 廃棄物（選別後）の種類ごとの処理方法の考え方

<b>木くず</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕処理や焼却処理をする。</li> <li>・極力リサイクルに努める。</li> <li>・木くずを破砕すると、発酵して品質が劣化するため、長期間保存ができない。破砕しない状態での保管にはストックヤードの確保が必要である。</li> <li>・木くずは、水に濡れると腐敗による悪臭が発生し、リサイクルが困難となる場合がある。</li> </ul>
<b>コンクリートがら</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕処理を行う。</li> <li>・極力土木資材としてのリサイクルに努める。</li> </ul>
<b>ガラス・陶磁器くず</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・極力土木資材としてのリサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。</li> </ul>
<b>スレート板</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿が含有されているおそれがあるため、シート掛け等して石綿が飛散しないように保管する。リサイクルできないものは埋立処分する。</li> </ul>
<b>土砂混じりがれき</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努める。</li> </ul>
<b>金属くず</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価での売却を基本とするが、選別が困難である等によりリサイクルできないものは埋立処分する。</li> </ul>
<b>布団・カーペット類</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・切断後、焼却処理を行う。水分を含んだ布団は、破砕が難しく燃えにくいいため、乾燥等を行う必要がある。</li> </ul>
<b>プラスチック類</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・極力セメント原燃料等にリサイクルし、リサイクルできないものは焼却処理する。</li> </ul>
<b>不燃物</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上し、極力リサイクルに努め、残さは埋立処分する。</li> </ul>
<b>瓦</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根瓦は、高い透水性があり、砂利等へリサイクルできる。処分費用及び環境負荷を低減できることから、極力リサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。</li> </ul>

<b>腐敗性廃棄物</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害で発生する腐敗性廃棄物は、汚水を含み重量が増加する。水に濡れると腐敗による悪臭が発生するため、優先的に処理を行う。</li> </ul>
<b>畳</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場から優先的に搬出後に切断等を行い、セメント原燃料等にリサイクルする。リサイクルできないものは焼却処理する。水に浸かった畳は、発酵し火災が発生するおそれがあるため、仮置場内での保管に注意し、優先的に搬出する。</li> </ul>
<b>食品</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品・飼肥料工場等から発生する原料及び製品等は、所有者が優先的に焼却等の処理を行う。</li> </ul>
<b>廃家電製品</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、家電リサイクル法に従い、引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。4品目以外の電気製品については、破砕して金属等のリサイクルに努める。</li> <li>・水害で発生する泥が付着した廃家電製品は、リサイクルが困難となる場合があるので、洗浄等することでリサイクルに努める。</li> </ul>
<b>廃自動車等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車は自動車リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。</li> <li>・水害により車内に土砂が堆積した場合は、土砂を取り除いてから搬出するように努める。</li> </ul>
<b>廃船舶有害廃棄物</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者が専門の事業者へ依頼し、極力リサイクルに努める。</li> <li>・PCB廃棄物は、PCB特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理を行う。</li> </ul>
<b>危険物</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器、ガスボンベ類、油類は分別して保管し、専門の事業者で処理を行う。</li> </ul>
<b>マットレス・ソファ類</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・切断後、金属の回収、焼却処理を行う。</li> </ul>
<b>石膏ボード</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れがないこと、板状であること（製造番号等が識別できること）が受入要件であり、仮置場において雨等で濡れないよう保管して、石膏ボード原料とする。汚れ・水濡れ等のものは埋立処分する。</li> </ul>
<b>太陽光発電設備（家庭用）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感電に注意して取扱う。金属等のリサイクルに努める。</li> </ul>

## 混合廃棄物

- 可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別処理することでリサイクルに努める。

図表6-7 災害廃棄物の処理フロー



## 第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応

生活環境の保全及び作業環境安全の観点から、適正処理が困難な廃棄物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理する。

## 第7節 損壊家屋等の撤去等

### 1 災害時

#### 【通行の支障や倒壊の危険がある建物等の撤去】

○損壊家屋等は私有財産であるため、その撤去・処理・処分は原則として所有者が実施する。しかし、通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとする。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

#### 【体制の構築】

- 損壊家屋の撤去等には、設計・積算・現場管理等の知識が必要となることから、土木・建築部局を含めた体制を構築する。
- 損壊家屋等の撤去等は、事業者に業務委託する。

#### 【申請方法の広報、申請窓口の設置】

○損壊家屋の撤去等に係る申請方法を被災者に広報し、可能であれば災証明の発行拠点に損壊家屋等の撤去等申請窓口を設置する。

#### 【損壊家屋等の解体】

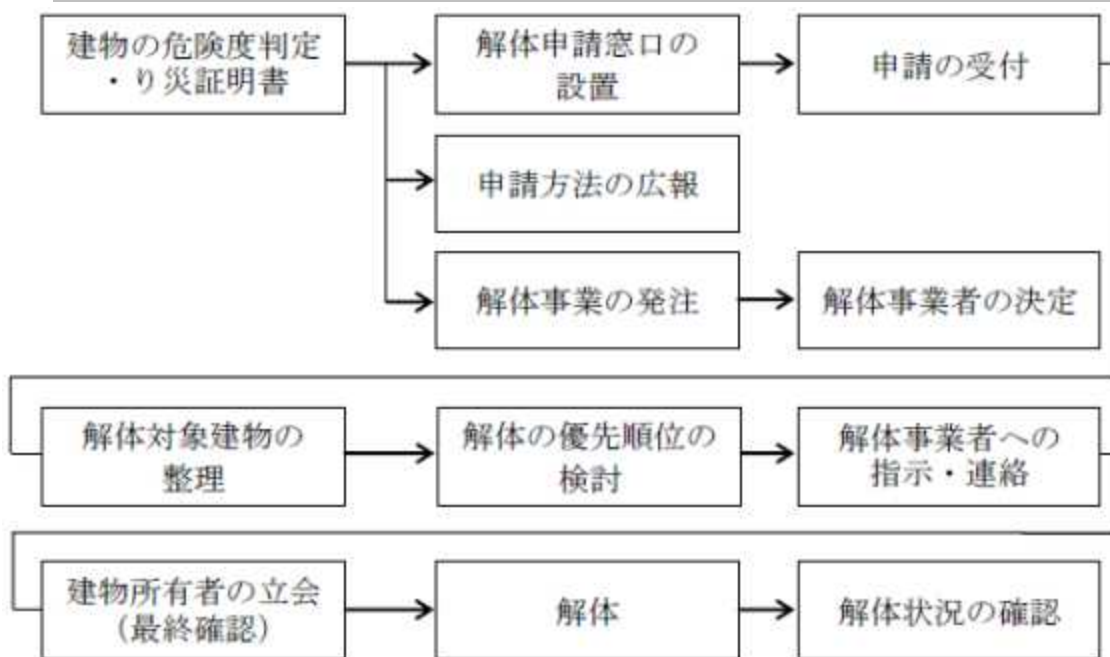
- 災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去又は解体を行う。
- 損壊家屋の撤去等の実施に当たっては、建物所有者の立会いを原則とする。
- 建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去等の前に所有者に引き渡す。
- 台帳等を利用して、石綿の使用情報や危険物の混入状況等について損壊家屋等の所有者等からの情報を集約し、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぐ。
- 石綿については、大気汚染防止法、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」（平成29年9月、環境省）に基づき、適正に取扱うよう解体業者に対し指導を徹底する。
- 高圧ガスボンベ（LPガス等）、フロン類が使用されている機器、太陽光発

電設備、大型蓄電池等についても、損壊家屋等の撤去又は解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ注意を促す。

## 2 平時

- 財政部局や建設部局等と連携して、り災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等についての手順や手続きを整理するとともに、庁内の連携体制を整える。
- 損壊家屋等の撤去等の実施に当たっては、損壊家屋等の権利関係や正確な延べ床面積の把握等が必要となるため、り災証明書の発行業務と連携した体制を検討しておく。
- 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等から情報を収集する。

図表 6 - 8 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合の手順例





## 第8節 処理業務の進捗管理

### 1 災害時

#### 【計量等の記録】

- 災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両の台数や計量器で計量し、記録する。また、解体家屋数、処分量等を把握し、進捗管理を行う。
- 災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、管理伝票を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握する。

#### 【処理の進捗管理】

- 処理の進捗管理に係る人員が不足する場合は、事業者への進捗管理業務の委託を検討する。また、処理の進捗状況を随時県に報告する。

#### 【災害報告書の作成】

- 災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業）申請の準備を行う。
- 補助金の事務を円滑に進めるために、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報（作業日、作業者数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載）、事業費算出の明細等を整理する。
- 災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務について必要な知識を有する職員を配置する。

### 2 平時

- 災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等について、必要な知識の習得に努める。